

長浜米原しょうがい者自立支援協議会 会長選出について（詳細）

1. 現会長の意思を確認・・・もう 1 期継続（再任）する意思があるかどうか
あり→運営委員会の中で信任投票を実施。運営委員の半数以上の賛成をもって承認とする。
選挙は行わない。賛成が半数以下の場合は、下記 2 を実施。
なし→下記 2 を実施。
2. 現運営委員の中から立候補を募る
 - ① 立候補者が一人の場合
→運営委員会の中で信任投票を実施。運営委員の半数以上の賛成をもって承認とする。賛成が半数以下の場合は下記 3 を実施。
 - ② 立候補者が二人以上の場合
→運営委員会の中で話し合い決定をする。
 - ③ 立候補がない場合
→下記 3 を実施。
3. 候補者の選出・・・他薦による選出
現会長、現副会長および運営委員が会長候補者を構成団体に所属している者の中から他薦する。この場合、推薦を打診する者に会長候補者として推薦を受けることの了解を得たうえで事務局に推薦書を提出する。会長候補者として推薦を受ける事に了解を得られない、また、適当な会長候補該当者なしの場合は推薦書を提出しない。
※候補者より両市しょうがい福祉担当課、事務局は除く。
4. 投票の実施
 - ① 会長候補者が一人の場合
→構成団体で信任投票を実施。投票の半数以上の賛成をもって承認とし次期会長とする。
投票の半数以上の賛成が得られなかった場合は不信任とする。不信任となった場合は再度候補者を選出し選挙を実施する。
 - ② 会長候補者が二人以上の場合
→構成団体で選挙を実施。最多得票を得た者を次期会長とする。得票数が同数の場合は、推薦書が多かった候補者を会長とする。得票数、推薦書が同数の場合は、運営委員会での決選投票を行う。
※投票者より両市しょうがい福祉担当課、事務局は除く。
4. 副会長の決定
副会長は、次期会長と事務局が相談して就任依頼を行う。（会長候補者が2名以上で投票を実施した場合は、次点の方を副会長とする。）

長浜米原しょうがい者自立支援協議会設置要綱 一部抜粋

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、次条に規定する全体会議を構成する者の互選により選出する。

2 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長又は副会長が異動等により職務の継続ができない場合は、必要に応じ、新たな者を会長又は副会長に選出できるものとする。この場合において、当該任期は前任者の残任期間とする。

4 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)